

建築委託設計要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建築工事の設計業務について必要な事項を定め、設計業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(設計業務)

第2条 受注者は業務の開始にあたって、仕様書に示す以外のことについてはこの要領を熟知し、その趣旨を的確に把握の上次の各号を遵守しながら業務を行うものとする。

- (1) 設計にあたっては、建築基準法等、関係法令及び各地方自治体条例等、遵守して行うものとする。
- (2) 業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、調査、打合せ事項等の記録を作成し、1部提出するものとする。
- (4) 業務完了後の原図、その他の設計図書は県に帰属する。
- (5) その他定めのない事項については、監督員と協議の上決定する。
- (6) 設計業務は監督員と密接な連絡（中間のチェックを含む）を取りながら行う。
- (7) 設計についての諸要件の決定については、軽微な事項を除き、監督員と協議の上行う。
- (8) 設計に際しては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

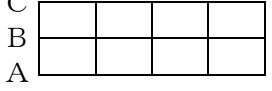
- ① 周囲の環境との調和
- ② 自然条件及び使用条件に対する安全性
- ③ 用途に対する適合性及び経済性
- ④ 維持管理の容易性及び経済性

(設計図書の作成基準)

第3条 受注者は設計図書の作成にあたって、仕様書に示す以外のことについて次の各号を遵守しながら行うものとする。

- (1) 建築、電気及び機械等各工事範囲を明確に区分するものとする。
- (2) 使用材料は、品質、形状等、極力一般市場品を使用するものとする。
- (3) 材料等の図面記入は一般名称を用い、固有の商品名を使用する際は「同等品」を記入する。
- (4) 略符号等は特記仕様書に例示されたもの以外は使用しない。
- (5) 図面は原則としてA1判とし、良質のトレーシングペーパー等を使用するものとする。
- (6) 付近見取図、配置図及び平面図等は原則として上を北とする。
- (7) 記入文字は楷書とし、熟語の仮名はひらがなとする。ただし外来語はカタカナとする。
- (8) 寸法の記入はmm単位とする。
- (9) 図面順序、縮尺及び記入内容は次表を標準とする。

建築工事

順序	図 面 名 称	縮 尺	備 考
1	表紙		工事名称及び図面リスト
2	特記仕様書		支給用紙に記入
3	工事区分表		建・電・機 共通（同じもの）
4	仕上表		外部及び内部
5	付近見取図		
6	配置図	1/600 ～100	道路（名称、幅員）、既設建物、方位 敷地境界線、側溝
7	求積表		建築面積、床面積
8	平面図	1/100	下階から上階の順とする。 別途工事は点線で表示する。 架構通りの符号は、X方向左から① ② ③ Y方向下からA B C  ① ② ③ ④ ⑤
9	立面図	1/100	外部4面 仕上区分が不明確な場合、引出し線で表示可
10	断面図	1/100	主要部2面以上 階高、天井高、軒高、最高高さ、室名、架構通り
11	床伏図	1/100	木造床組、床下点検口
12	天井伏図	1/100	室名、仕上材、割、点検口
13	矩計詳細図	1/20～30	主要部分の矩計
14	階段廻り詳細図	1/30～50	階段廻り詳細
15	平面詳細図	1/30～50	必要箇所
16	各部詳細図	1/30～50	必要箇所
17	各室展開図	1/50	下階から上階の順とする
18	建具表	1/50	形式、品質、塗装、ガラス、数量、使用場所 建具金物（詳細に）

順序	図 面 名 称	縮 尺	備 考
19	杭伏図	1/100	位置、種類、径、長さ、試験杭、集計表
20	基礎伏図	1/100	壁とのずれ表示、通り符号、寸法
21	各階伏図	1/100	柱、梁、床表示、寸法寄り心、下階から上階へ
22	部材リスト	1/50	基礎、柱、梁、壁、床版（開口部等補強図含む）
23	架構図	1/50	ラーメン等（鉄骨造の場合は軸組図）
24	鉄骨詳細図	1/30	
25	雑配筋図	1/50	
26	その他棟図面		棟別に上記にならう
27	設備躯体図		汚水処理槽、受水槽等矩体のみ建築工事に含む場合
28	屋外工事		門、塀、舗装、排水溝、工作物、その他

電気設備工事

順序	図 面 名 称	縮 尺	備 考
1	表紙		工事名称及び図面リスト (一括発注の場合はリストのみ)
2	特記仕様書		支給用紙に記入
3	工事区分表		建・電・機 共通 (同じもの)
4	敷地案内図		
5	配置図	1/600 ～100	
6	電灯設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
7	動力設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
8	避雷設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
9	受変電平面図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
10	静止形電源設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
11	発電設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
12	構内情報通信網 設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
13	構内交換設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
14	情報表示設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
15	映像音響設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
16	拡声設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
17	誘導支援設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
18	呼出設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
19	テレビ共同受信 設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
20	監視カメラ設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
21	駐車場管制設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成

22	防犯入退室管理 設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
23	火災報知設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
24	中央監視制御設備図	1/100	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
25	構内配電線路図	1/100 ～600	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成
26	構内通信線路図	1/100 ～600	系統図、姿図、結線図、詳細図等も作成

給排水衛生ガス設備工事

順序	図 面 名 称	縮 尺	備 考
1	表紙		工事名称及び図面リスト (一括発注の場合はリストのみ)
2	特記仕様書		支給用紙に記入
3	工事区分表		建・電・機 共通 (同じもの)
4	付近見取図		
5	配置図	1/600 ～100	
6	縦管系統図		
7	器具表		寸法、能力、JIS記号
8	各系統平面図	1/100	下階から上階の順
9	配管平面詳細図	1/50	
10	各器具取付及び 配管要領図		
11	屋外付帯設備関係図	1/100	
12	高架水槽詳細図	1/50	

空気調和設備工事

順序	図 面 名 称	縮 尺	備 考
1	表紙		工事名称及び図面リスト (一括発注の場合はリストのみ)
2	特記仕様書		支給用紙に記入
3	工事区分表		建・電・機 共通 (同じもの)
4	付近見取図		
5	配置図	1/600 ～100	
6	機器図		寸法、能力、JIS記号
7	ダクト系統図		
8	ダクト平面図	1/100	
9	配管系統図		
10	配管平面図	1/100	
11	機械室詳細図	1/50	
12	自動制御計装図		
13	自動制御平面図	1/100	
14	各機器基礎詳細図		

附則

この要領は、平成 21 年 3 月 9 日から施行 (適用) する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行 (適用) する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行 (適用) する。